

地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業
こんなことが気になったら、ご相談ください。

「見守り相談室」へ

あ

れれ？ポストにいっぱい新聞や郵便物がたまっているな

さ

いきん、隣のにおいが気になるんだけど・・・

ひ

んぱんに、子どもの泣き声が聞こえる家があるな

く

らくなっているのに部屋にあかりがつかないな

み

かけると、いつも同じ服を着ているみたい

ま

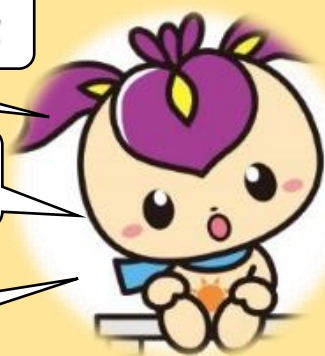
えはあいさつをしてくれたのに。最近は気がつかないのかな

も

う長い間、姿を見ないけど大丈夫かな？

り

ようが一杯のゴミ袋。外まであふれ出ているな



お問い合わせ先

あさひくみまもりそうだんしつ
旭区見守り相談室

☎06-6957-7301

【月～金】午前9時～午後7時

【土】午前9時～午後5時30分

【休館日】日・祝・年末年始(12/29～1/3)

ご利用時間

社会福祉法人

大阪市旭区社会福祉協議会

大阪市旭区高殿 6-16-1

旭区在宅サービスセンター



見守り相談室では、誰もが地域で孤立することなく安心して生活できるよう、福祉専門職のワーカーを配置し、3つの機能を一体的に実施することにより、地域におけるきめ細やかな

見守りネットワークの実現

をめざして取り組んでいます。

見守り相談室の役割

機能

1

名簿の作成と整備、地域の見守り活動へのつなぎ

○区役所が保有する要援護者情報をもとに、対象者に「要援護者名簿」への記載及び地域等へ提供するための同意書を郵送します。

返信のない方へは見守り支援ネットワーカーが訪問を行います。

○名簿の提供について、同意された方の情報を集約し、「要援護者名簿」を作成します。

○「要援護者名簿」を各地域団体へ提供し、地域と共有して見守り活動に役立てます。

機能

2

見守り支援ネットワーカーによる孤立世帯等への専門的対応

○孤独死リスクが高いまたは地域社会とのつながりを持たず社会から孤立した要援護者世帯、セルフネグレクト(*1)の状態にある方に対して、ねばり強く関わり、訪問などの個別支援を行い、地域の見守り活動や福祉サービスなどにつないでいきます。

○地域やライフライン業者等からの異変通報に際し、地域などからの情報収集や現地確認などを行います。

○身近な相談場所として各地域に出張見守り相談室(通称 みまもり庵)を開き、様々な相談に対応します。

(*1) 日常生活を営むために必要な意欲や能力を喪失し、自己の健康や安全を損うこと。

機能

3

認知症高齢者等の行方不明時の早期発見

○事前に登録を受け付けた行方不明の恐れがある方(徘徊の可能性のある認知症高齢者等)が行方不明となった場合に、氏名や特徴等の情報をメールやFAXで地域の協力者(*2)に配信することで行方不明者の早期発見につなげます。

(*2) 民生委員、行政機関、医療機関、介護保険事業所、交通機関、コンビニ等

この事業は、大阪市から旭区社会福祉協議会が受託し実施しています

